

令和５年度 ガス事業法第１７２条第１項に基づく立入検査結果

１．実施期間及び実施数

実施期間：令和５年４月～令和６年３月

実施数：１６事業所（１１社）

２．結果の概要

以下の事項に法令違反が認められたため、違反のあったガス事業者代表者に対し、中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。

なお、該当事業者から改善報告書の提出があり、指示事項に係る改善内容は特に問題ないことを確認した。

改善指示事項	関係条項等	指摘件数
定期自主検査を実施し、検査の結果を記録、保存すること。	法第３４条 規則第４８～５０条	３
静電気を除去する措置が講じられていないため、静電気を除去する措置を講じること	法第２１条 省令第１２条	１
保安規程に基づく、保安管理組織が実際の体制と異なるため保安規程変更届出書を提出すること。	法第２４条 規則第２４条	５
保安業務規程に基づく、保安管理組織が実際の体制と異なるため保安業務規程変更届出書を提出すること。	法第１６０条 規則第２０７条	３
保安規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第２４条 規則第２４条	１
保安業務規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第１６０条 規則第２０７条	１

法：ガス事業法、規則：ガス事業法施行規則、省令：ガス工作物の技術上の基準を定める省令